

社会福祉法人 つばさの会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人つばさの会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

- | | |
|-----------|----|
| (1)非常勤の役員 | 報酬 |
| (2)評議員 | 報酬 |

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人つばさの会職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。この場合において同規程中の「施設長・管理者」とあるのは、「法人役員等」と読み替えるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した回数に応じて年度末に現金により支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	半日 (4時間未満)	1日 (4時間以上)
理事会等会議への出席	5,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	10,000円

(2) 監事

	半日 (4時間未満)	1日 (4時間以上)
監事監査等への出席	5,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	10,000円

別表第2 (評議員の報酬)

	半日 (4時間未満)	1日 (4時間以上)
評議員会への出席	5,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	10,000円